

令和3年度  
国分寺市オンブズパーソン  
運営状況報告書

(令和3年4月1日～令和4年3月31日)

国分寺市オンブズパーソン

## 【目次】

国分寺市オンブズパーソン 小柴 一真 . . . . . 1 ページ

国分寺市オンブズパーソン 喜多 希美 . . . . . 6 ページ

苦情申立て処理状況 . . . . . 10 ページ

個別案件の概要 . . . . . 11 ページ

### 1 苦情申立て件数と処理状況

令和3年度の苦情申立て件数は7件で、当職が担当した案件は、新規4件でした。うち1件は、次年度へ継続となっています。受理案件の処理状況は、資料1の「苦情申立て処理状況」記載のとおりです。

### 2 個別案件の処理経過及び概要

個別案件の苦情申立ての内容と、これに対する処理経過及び調査の結果は、資料2の「個別案件の概要」記載のとおりです。

### 3 苦情申立ての趣旨に沿うことができた案件について

令和3年度では、苦情申立ての趣旨に沿うことができた案件は新規1件でした。以下、補足します。

#### (1) 資料2の新規NO2の案件

本件は、苦情申立人の子が、同じクラスの児童にいたづらをされ、聴覚に異常を感じるという事故に起因する事案です。

苦情申立人の子が通っている小学校においては、令和2年に、首から上のけがが生じた場合、すぐに管理職に報告し、かつ、副校長が教育委員会に第一報を入れることにする旨の内部文書（危機管理マニュアル）が作成されました。

しかし、当該小学校は、自ら教育委員会ないし学校指導課に対し、本件について報告をしませんでした。

苦情申立人は、このような不作為を不当とし、当該小学校に対し、何

らかの勧告を下すことを求めた事案です。

本件については、苦情申立人の子が受傷した段階では、首から上の受傷か否か判別し難い事情がありましたが、同日の午後2時頃には、苦情申立人から、頭部の精密検査を受ける旨、当該学校に連絡がありました。

この時点で、危機管理マニュアルに従い、当該小学校は、教育委員会に連絡をすべきであったとの判断をいたしました。

なお、当職の調査の結果、当時学校長が不在であったことが、教育委員会への連絡を欠いた原因の一つと判明しました。

本件事案の発生を受け、当該小学校は、責任者不在時の各種連絡のフローを、苦情申立人の意見を汲みつつ改訂しました。

この改訂自体は妥当と判断されましたので、当職としては、当該小学校が、本件に対し、妥当な対応をしたとし、勧告は行いませんでした。

ただし、当職としては、上述した、苦情申立人から当該小学校に対する連絡の後、速やかに教育委員会に連絡をしなかったという、当該小学校の不作為の不当性の程度は軽くはないとの意見、また、小学校として、児童の権利擁護に十分努めるべきであるとの意見を付しました。

#### 4 苦情申立ての趣旨に沿うことができなかった案件について

令和3年度では、苦情申立ての趣旨に沿うことができなかった案件は新規2件でした。以下、補足します。

##### (1) 資料2の新規NO1の案件

本件は、国分寺市が実施した、満75歳以上の高齢者に対し、生活支援のために商品券を交付した「高齢者応援商品券事業」について、①全市

民が新型コロナウイルス感染症の流行により苦しんでいるのに、満75歳以上の高齢者のみに支給対象者を限定したことが不公平であること、②当該事業を行うのであれば、まずは市長をはじめとする市職員が、その給与ないし報酬を減額すべきである、との理由で、当該事業の不当性について調査を求められた事案です。

本件事業は、新型コロナウイルス感染症に罹患すると重篤化しやすい75歳以上の高齢者に対し、3,000円の商品券を配布することで生活を支援し、また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により経済的打撃を受けた市内の事業者への経済的支援の目的も併せ持っており、この目的の合理性自体を否定すべき事情は特に見当たりません。また、当該事業については、令和2年6月に、国分寺市議会にて予算案が審議・可決されており、適正な手続に従い事業が実施されていることに鑑みれば、市の条例で定められている市長、市議会議員及び市の職員の報酬ないし給与について、特段、減額をすべきものとは言えません。

よって、本件については勧告を行いませんでした。

## (2) 資料2の新規NO5の案件

本件は、平成30年に事件を起こし、その後退職した市職員に対し、特段懲戒処分なく退職金が満額支給されたことについて、①当該市職員に対する退職金の満額支給決定を取り消し、既に支給された退職金の一部の返還を求めることを求め、かつ、市が組織ぐるみで上記事件を隠蔽したとして、②上記事件を公表すること、③上記事件の隠蔽の存在を明らかにし、かつ、関係した市長ほか職員を適正に処分すること、④上記③の処分結果を公表すること、を求めた事案です。

本件について、当職は、担当課に対し、上記事件の有無を示す資料の

提出を求めましたが、当該資料については、従前苦情申立人から市に対し、情報公開請求がなされておりましたが、（ア）特定の個人が識別され、又はされ得るもののうち、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められる情報、（イ）公開することにより、当該事務事業及び将来の同種の事務事業の公正かつ適正な執行又は意思形成に著しい支障が生ずると認められるもの、とし、公文書非公開決定を下しておりました。

市長は、上記公文書非公開決定と同趣旨の理由により、当職の求めた資料について、存否も含め回答しませんでした。

これにより、苦情申立人の求めの前提となる事件の有無について事実認定ができないため、本件については勧告をせず終了としました。

## 5 施設見学について

見学：日時 令和3年11月30日（火）

場所：①市役所集団接種会場 ②いずみプラザ

本年は、上記2施設の見学をさせていただきました。

まさに新型コロナウイルス感染症の流行に直面している現在、上記①の施設を見学できたことは、非常に有意義でした。

日本全体が初めての経験となる、新型コロナウイルス感染症の流行の中、あるべき動線の検討や、身体が不自由な方への対応、また、具合を悪くされた方への対応方法の検討、アップデート等の状況を伺うことができ、大変勉強になるとともに、暗中摸索しながら奮闘している職員の皆様方に、頭が下がる思いでした。

次に、施設②ですが、この施設は、医師会など保健衛生関係の施設と、高

齡福祉課など市の部局が併存しております。

保健福祉分野の政策は市のみでは完結せず、関係諸団体との連携が不可欠と考えられます。

関係諸団体と同じ建物にいることは、迅速かつ適切な各種対応のために有為かと思われます。

また、施設②も、新型コロナウイルス感染症関係の備品の保管場所等になっていました。

至るところで新型コロナウイルス禍の影響が出ていますが、関係諸団体と併存していることが、ここでも役に立ったと思われます。

早いもので、私もオンブズパーソン就任から3年を経過し、いよいよ最終年を迎えます。

最終年も適正な市役所行政に貢献し、得た知見を後任の方に引き継げるよう、努力いたします。

## 1 苦情申立て件数と処理状況

令和3年度の苦情申立ては7件で、当職が担当した案件は、新規3件でした。受理案件の処理状況は、資料1の「苦情申立て処理状況」記載のとおりです。

## 2 個別案件の概要

個別案件の苦情申立ての概要と、これに対する処理経過及び調査の結果は、資料2の「個別案件の概要」記載のとおりです。

## 3 苦情申立ての趣旨に沿うことができなかった案件について

令和3年度では、苦情申立ての趣旨に沿うことができなかった案件は新規3件でした。以下、補足します。

### (1) 資料2の新規NO3の案件

市内の施設に勤務している方からの申立てでした。苦情内容は、申立人が施設の掲示物の取扱いについて、市に勤務先名を告げず、あくまで一般市民の立場で市に問い合わせたにもかかわらず、市が申立人の勤務先を探知して同勤務先に苦情を申し入れたというものでした。調査に当たっては、担当課内部でどのような処理が行われたのかを明らかにするために、各関係者からの詳細な聴き取りを行いました。その結果、市の対応に違法不当な点は見当たらず、勧告ないし意見表明には至りませんでした。

### (2) 資料2の新規NO4の案件

市が行った道路工事の施工不備や、工事に関する一連の対応につい

て、苦情が申し立てられたものでした。調査の結果、市の対応に違法不当な点はなく、勧告ないし意見表明には至りませんでした。ただし、市が道路工事の際に、無断で申立人の自宅の塀をブルーシートで覆ったことは、塀の保護が目的であったこと、申立人の敷地にまで立ち入っていないこと等から、違法不当な点はないと判断しましたが、せめてブルーシートで覆う前に申立人に一声かけるべきであったと考えます。

### (3) 資料2の新規NO6の案件

第十小学校の放課後校庭開放で、以前は認められていたグローブ等の私物の持込みが禁止されてしまったので、再び私物の持込みを認めてほしいという保護者からの申立てでした。

市によると、第十小学校の校庭開放は、利用する児童の数が多いために、見守りを行う協働活動サポーターが2人しかいないため、見守り業務を優先せざるを得ず、私物の持込みを禁止することで、落とし物対応等の私物管理の負担を軽減したということでした。児童の安全確保が最も重要であることからすると、市の対応は不当とまでは言えず、勧告ないし意見表明は行いませんでした。

第十小学校周辺はボール遊びができる公園が少なく、校庭開放は子供達が自由にボールで遊べる限られた場所であり、申立人の思いには大変共感するところがありました。他方で、市は子どもの放課後の居場所づくりに力を入れているものの、共働き世帯の増加や新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、居場所づくりの担い手の確保に苦労している様子が伺えました。地域での子育ての在り方について、それぞれの地域で実情に照らしながら活発に議論されることを期待したいと思います。

## 4 施設見学について

日時：令和3年11月30日

場所：①市役所集団接種会場 ②いずみプラザ

市役所集団接種会場では、施設を見学しながら、新型コロナウイルスワクチンの接種体制を構築した経緯や、市内の接種状況について説明を受けました。また、高齢者の移動による転倒リスクを防ぐために、医師と看護師による巡回接種を実施し、妊婦さんとその家族や受験生への優先枠を設けるなどの、国分寺市独自の取組についてお話しを伺いました。

いずみプラザでは、新型コロナウイルスワクチン接種のコールセンター等の施設を見学し、同じ建物内にある医師会と連携して新型コロナウイルス感染症対策を実施したお話しを伺いました。

国分寺市では、令和2年4月に組織の枠を超えて「国分寺市新型コロナウイルス感染症緊急対策プロジェクトチーム」を設置したことで、機動的な対応が可能となり、早い時期に集団接種会場となるプレハブ棟の確保やコールセンターの設置が実現したとのことでした。ワクチン接種に関する特段の苦情やトラブルもなく、運営は順調に行われている様子でした。施設見学を行った11月末は、大半の市民の方が2回目の接種を終え、3回目の接種に向けた準備の時期でしたので、集団接種会場もコールセンターも平穏でしたが、職員や関係者の方々の奮闘が偲ばれました。心からの敬意を表したいと思います。

## 5 初年度を終えて

令和3年5月に国分寺市のオンブズパーソンに就任し、無事に初年度を終えることができたことを感謝申し上げます。

本年度に担当した苦情は3件で、いずれも勧告ないし意見表明には至りませんでした。しかし、調査の過程で、担当課は自らが行った業務の振り返り

を行うこととなります。問題についてどう対処すべきであったか、オンブズパーソンを含め意見を交わすこともありました。このように、申し立てたとおりの結果にならなかったとしても、苦情内容は今後の市政の改善に活かされるものと思われま。このようなオンブズパーソン制度の存在意義を改めて認識することができた1年でした。

事案の処理においては、事実関係調査と結果報告を丹念に行うよう努めて参りたいと思います。本年度も市民と市政に貢献することが出来れば幸いです。

資料1 苦情申立て処理状況

区 分	件数		
	令和3年度	前年度 から継続	計
1 処理を終了したもの	6		6
(1) 苦情申立ての趣旨に沿ったもの	1		1
① 勧告したもの			
② 意見を述べたもの			
③ その他	1		1
(2) 苦情申立ての趣旨に沿えなかったもの	5		5
(3) 調査を中止・打ち切ったもの			
① うち取下げによるもの			
② その他			
(4) 調査しないとしたもの			
① 所管外のもの			
② 申立人自身の利害を有しないもの			
③ 既に苦情の処理が終了しているもの			
2 次年度へ継続するもの	1		1
合 計	7		7

資料2 個別案件の概要

NO	件名	担当	担当課	処理日数
1	高齢者応援商品券事業について	小柴 一真	高齢福祉課	38日

処理経過	処理日	内容		備考
	令和3年 4月21日	申立書 受付	苦情申立書の收受	
	6月8日	調査開始	調査実施通知書送付	
	6月22日	担当課 面談	高齢福祉課長との面談	
	7月15日	終了	苦情調査結果通知書送付	
	処理区分	1-(2)苦情申立ての趣旨に沿えなかったもの		

案件の概要

申立て内容	<p>1 国分寺市緊急対策事業の生活支援の一つである「高齢者応援商品券事業」について、支援の対象者を75歳以上の高齢者に限定したことは、全市民が税を負担しているにもかかわらず不公平である。支援の対象者を全市民に変更すべきである。</p> <p>2 新型コロナウイルス感染症の拡大により市民は苦しんでいるにもかかわらず、「高齢者応援商品券事業」を行うのであれば、まずは市長以下の市関係者(市議会議員も含む。)が、給料及び報酬の減額など、身を切る行為をすべきである。</p>
調査の結果等	<p>1 本件事業については、新型コロナウイルス感染症に罹患すると症状が重篤化しやすい75歳以上の高齢者に対し、商品券を配布することで生活を支援し、また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により経済的打撃を受けた市内の事業者への経済的支援の目的も併せ持っており、この目的の合理性自体を否定すべき事情は特に見当たらない。さらに、同じく新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受ける子育て世代への支援事業も行われていることに鑑みれば、国分寺市の政策が75歳以上の高齢者向けの支援に限定されているとも言えない。</p> <p>2 市長、市議会議員及び市職員の報酬ないし給与は、市の条例で定められており、条例は市議会にて審査され全て可決されている。そして、本件事業を行うに当たっては、市議会を通じて予算措置がされ、適正な手続に従い事業が実施されていることに鑑みれば、市長、市議会議員及び市の職員の報酬ないし給与について、特段、減額をすべきものとは言えない。</p>

NO	件名	担当	担当課	処理日数
2	学校での事件に対する学校の対応について	小柴 一真	市立小学校 学校指導課	51日

処理経過	処理日	内容		備考
	令和3年 6月25日	申立書 受付	苦情申立書の收受	
	7月14日	調査開始	調査実施通知書送付	
	7月26日	担当課 面談	市立小学校長・副校長・主任教諭・養護教諭・ 学校教育担当課長との面談	
	9月2日	終了	苦情調査結果通知書送付	
	処理区分	1-(1)苦情申立ての趣旨に沿ったもの		

#### 案件の概要

申立て内容	<p>申立人の子が同じクラスの児童にいたずらをされ、聴覚に異常を感じるという事案があった。</p> <p>昨年、当該小学校は、首から上のけがについて、すぐに管理職に報告し、かつ、副校長が教育委員会に第一報を入れることにする旨の内部文書を作成した。</p> <p>それにもかかわらず、当該小学校の管理職は市教育委員会に対し、本件について報告をしなかった。</p> <p>このような不作為は不当であるため、当該小学校に対し、何らかの勧告を下すことを求める。</p>
調査の結果等	<p>本件においては、主に首から上のけがに該当するか否か及び当該小学校の危機管理体制について判断を行った。</p> <p>事故発生当初、申立人の子の愁訴は、聴覚の異常について、「（耳が）もわもわする。」というようなものであったため、学校で一時的に様子をみるという判断は合理的なものといえる。しかし、その後担任教諭は、申立人から本件児童の聴力が低下していること、及び別の病院において翌日詳細な検査を受ける旨の報告を受けており、この時点で本件児童の耳に何らかの傷害を負ったことを知ったことになり、当該小学校はこの時点で教育委員会に事故の報告を行うべきであった。</p> <p>事故発生後、当該小学校は危機管理体制について、申立人の意見を踏まえ、事故発生時の対応者を3名以上とすることや、一部の管理職不在時の対応者を明確化したことなど、より速やかな事案対応に努めている。したがって、当該小学校により改善措置が講じられているので、勧告を行わず、調査を終結とする。ただし、当該小学校の不作為に関して不当性は認めざるを得ず、その不当性の程度は低いものではない。今回勧告を行わなかったのは、あくまで改善措置が講じられたことにより、オンブズパーソンが勧告を行うことで具体的に是正をすべき対象が存在しなくなったに過ぎない。</p>

NO	件名	担当	担当課	処理日数
3	担当課における個人情報の取扱いについて	喜多 希美	子ども子育て事業課	58日

処理経過	処理日	内容		備考
	令和3年 7月26日	申立書 受付	苦情申立書の收受	
	8月12日	調査開始	調査実施通知書送付	
	8月17日	担当課 面談	子ども子育て事業課長・担当係長・ 担当職員との面談	
	10月8日	終了	苦情調査結果通知書送付	
	処理区分	1-(2)苦情申立ての趣旨に沿えなかったもの		

案件の概要

申立て内容	<p>市内の施設に勤務する申立人は、職務とは関係ない一般市民の立場で同勤務先の掲示板の使用方法を市の担当課に問い合わせた。この時、申立人は自分の電話番号しか伝えていないにもかかわらず、市は申立人が同勤務先に勤務していることを突き止め、同勤務先に連絡し苦情を述べた様子である。この市の対応は、個人情報保護の観点から違法不当であり、かつ、職権を濫用したパワーハラスメントに該当するので、市が行った内部対応について調査を求める。</p>
調査の結果等	<p>市は申立人からの問合せを契機として、関係施設のチラシの掲示及び配架の状況を確認することになり、その過程で申立人の勤務先とは知らずに同勤務先に電話をしたということである。したがって、市が申立人の氏名及び電話番号から申立人の勤務先を調べ上げて勤務先に苦情を述べたという事実を見出すことはできず、個人情報保護法の観点より違法又は不当な行為やパワーハラスメントに該当する行為はないものと言わざるを得ない。</p>

NO	件名	担当	担当課	処理日数
4	市道の道路工事における市の対応について	喜寿 希美	建設事業課	58日

処理経過	処理日	内容		備考
	令和3年 8月13日	申立書 受付	苦情申立書の收受	
	9月6日	調査開始	調査実施通知書送付	
	9月7日	担当課 面談	建設事業課長・担当係長との面談	
	11月2日	終了	苦情調査結果通知書送付	
	処理区分	1-(2)苦情申立ての趣旨に沿えなかったもの		

#### 案件の概要

申立て内容	<p>市が申立人の自宅の前面道路の道路工事を行うに際し、市が申立人の所有地に不法に侵入して境界石を無断で使用し測量を実施したこと、不法に侵入して自宅の塀に無断でブルーシートを設置したこと、当該道路工事に施工不備があったこと、その他本件工事に関する市の対応について不正な行為があったことから、市は、これらの行為に対する適切な処分及び道路工事の施工不備についてはその修復工事(又は申立人が修復工事を行った場合はその費用負担)をすべきである。</p> <p>これらの市の行為につき、市の対応についての非違の有無を明らかにするため、調査を求める。</p>
調査の結果等	<p>境界石は、測量地点として広く利用されており、市は申立人の自宅と市道との境界石を測量地点として測量を実施したにとどまり、申立人の事前の承諾が必要となるような使用は行っていない。また、現場写真より、申立人の自宅の敷地と市道との境界線上に塀があり、市は申立人の敷地内に立ち入ることはできないため、市が不法侵入した事実はなかったものとする。</p> <p>ブルーシートで塀を覆う方法は、塀への汚損という申立人の懸念に応える対応として効果的であり、また、その施工の手順は、市道側から手を差し入れる方法で実施しており、申立人の敷地内まで立ち入ったわけではない。したがって、市の対応に違法不当な点があったとはいえない。ただし、市はブルーシートで塀を覆う方法については事前に説明していなかったため、塀を覆う前に申立人に一声かけるべきであった。</p> <p>市から提供を受けた雨が降った後に撮影された現地の写真を確認したところ、地面の浸水は確認できず、生活及び道路機能上支障となるような水たまりを確認することはできなかった。したがって、申立人の自宅前の道路に施工不良があったとはいえないものとする。</p> <p>その他本件道路工事において、市の対応について違法不当な点はなかったものとする。</p>

NO	件名	担当	担当課	処理日数
5	職員の退職金の支給に伴う懲戒処分の取扱いについて	小柴 一真	職員課	59日

処理経過	処理日	内容		備考
	令和3年8月13日	申立書受付	苦情申立書の收受	
	9月15日	調査開始	調査実施通知書送付	
	10月12日	担当課面談	職員課長・担当係長との面談	
	11月12日	終了	苦情調査結果通知書送付	
	処理区分	1-(2)苦情申立ての趣旨に沿えなかったもの		

#### 案件の概要

申立て内容	<p>1 令和3年3月31日、定年前に早期退職した職員（以下「当該職員」という。）は、平成30年度に懲戒処分相当の事件を起こしていると思われるが、特に懲戒処分が下されず、退職金も満額支給されている。当該職員の退職金の満額支給決定を是正し、当該職員に支給された退職金の一部を返還させるよう求める。</p> <p>2 上述した当該職員の行為を隠蔽したことに対し、①当該職員の処分について公表すること、②市長ほか関係職員が隠蔽した経緯を明らかにし、かつ、市長ほか隠蔽行為に関与した職員を適正に処分すること、③隠蔽経緯及びこれに基づく市長ほか関係職員に対する処分結果を公表することを求める。</p>
調査の結果等	<p>上記事件について確認のため資料請求したところ、市より本件苦情申立てについては事件の存否が明らかでなく、苦情申立人の推測に基づく請求であり、依頼に基づき何らかの回答をしてしまうことにより、存否のいずれであったとしても苦情申立人の推測に対する一定の回答となるおそれがあるとの回答があり、当職が入手できた本件に関する資料は、「公文書非公開決定通知書」と、「国分寺市職員措置請求による監査結果について（通知）」である。また、職員課の職員からの事情聴取においても、本件苦情申立てに関する判断に必要な事実について、存否も含め供述を得られていない。</p> <p>したがって、この状況下においては、結局、苦情申立人主張の事実の存否を認定することができる証拠は確認できず、当職は本件に関する事実認定を行うことはできない。</p> <p>なお、国分寺市オンブズパーソン条例の各規定をみても、存否が明らかでない資料を入手するような手続はない。よって、本件に関し、当職にはこれ以上事実認定のための資料を収集する手段はない。</p> <p>以上により、本件においては、当職の調査の結果、苦情申立人の主張の前提となる事実の存否を認定できないので、当然ながら、苦情申立人の主張の趣旨に沿う勧告を下すべきか否かも判断できない。</p>

NO	件名	担当	担当課	処理日数
6	放課後子どもプランでの管理体制について	喜寿 希美	社会教育課	49日

処理経過	処理日	内容		備考
	令和3年 12月9日	申立書 受付	苦情申立書の收受	
	令和4年 1月11日	調査開始	調査実施通知書送付	
	1月18日	担当課 面談	社会教育課長・担当係長・担当職員 との面談	
	2月28日	終了	苦情調査結果通知書送付	
	処理区分	1-(2)苦情申立ての趣旨に沿えなかったもの		

案件の概要

申立て内容	<p>国分寺市立第十小学校の放課後子どもプランで、再びグローブ等の私物の持込みを認めることを求める。</p>
調査の結果等	<p>遊びの場では、1年生から6年生まで様々な年齢の児童が混在する中で、サッカーや鬼ごっこなど多様な遊びが同時に行われるため、突発的な事故やトラブルが発生する危険が常に潜んでいる。特に、第十小学校では1日に80~90人という多数の児童が遊びの場を利用しており、協働活動サポーターは2名という限られた人数で校庭全体に目を配って児童の安全を確保しなければならず、見守り業務に注力すべき状況にある。また、利用児童が多数であることから、忘れ物や落とし物の件数も多く、対応にそれなりの手間を要することも想像できる。児童の安全確保は何よりも優先すべきことであり、見守り業務に注力するために私物の持込みを禁止して協働活動サポーターの役割負担を軽減したことは、相応の理由に当たるものと考え。</p> <p>担当課からの事情聴取では、協働活動サポーターの人員確保に苦勞している様子が伺われた。協働活動サポーターの役割負担が増加することで応募人数がさらに減り、遊びの場を維持できない事態となれば、「放課後の子どもたちの居場所づくり」という放課後子どもプラン事業の趣旨目的を損なう結果となる。私物の持込みを禁止して協働活動サポーターの役割負担を軽減することは、人員確保の観点からも決して不合理とはいえないものと考え。</p>

NO	件名	担当	担当課	処理日数
7	職員の窓口対応について	小柴 一真	—	—

処理経過	処理日	内 容		備 考
	令和4年 3月3日	申立書 受付	苦情申立書の收受	
	3月31日	調査開始	調査実施通知書送付	
	処理区分	次年度へ継続		

案件の概要

申立て内容	<p>申立人が、市の担当職員から渡された書類を確認していたところ、担当職員は窓口に乗せていた自身の左手の指をカタカタと強く叩き、申立人に対し苛立ちをあらわにした。この件についてメールでクレームを入れたが、市はこの事実を認めない。ついては、このことについて調査し、担当職員に謝罪させるとともに、当該職員の処分を求める。</p>
調査の結果等	<p>継続中</p>

令和3年度国分寺市オンブズパーソン運営状況報告書

(令和3年4月1日～令和4年3月31日)

令和4年5月

編集・発行 国分寺市オンブズパーソン事務局

〒185-8501 国分寺市戸倉一丁目6番地1

電話 042-325-0111 (内線559)